**研修実施に関する留意事項**

**（第一号、第二号研修、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引研修）**

**令和２年２月　現在**

登録研修機関に対する立入検査などで確認された事例を基に留意事項を記載しています。

適正な研修実施に努められるようお願いします。

**【登録内容・手続に関する事項】**

○大阪府への登録内容に変更（指導看護師、実地研修先の変更など）がある場合は、あらかじめ変更届を提出すること。

○研修費用を新たに設定する場合や人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の研修を行う場合は、業務規程に記載し、業務規程の変更届を大阪府へ提出すること。

○研修の一部履修免除を行う際には、業務規程に明記し、免除する内容について、修了証書や履修証明書で確認すること。

**【書類の管理に関する事項】**

○カリキュラム、講義の出席簿を作成し、履修状況を管理すること。

○研修の実施結果報告は、年に１回以上行うこと。年間複数クール研修を開催する研修機関においては、クールごとに報告をすること。

**【研修実施及び評価・合否判定に関する事項】**

**基本研修について**

**①講義時間**

○５０時間の講義を行うこと。講義は、各単元において必要性、到達目標を踏まえ、内容を工夫すること。

※注意

・医行為は利用者に対して安全に実施されるべきものであり、行為者は医の倫理を遵守しチーム医療の一員であることを自覚して行うことが求められる。

・講義時間の省略は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第１３条１号に定められており、実施基準違反となり、行政処分の対象となる。

**②筆記試験について**

○筆記試験は、基本研修（講義）について知識の定着の確認を行うものであり、対象者を観察した内容を的確に表現できる用語、医師や看護師の指示が理解できる知識や、喀痰吸引等について根拠、目的及び技術に関する知識を問う問題を中心に作成すること。

○客観式問題（四肢択一）により出題数３０問、試験時間６０分を下限として実施すること（再試験も同様）。

○合否判定基準は総正解率が９割以上の者を合格とすること（再試験も同様）。

○筆記試験は、最低３パターンは用意しておくこと。

**③演習について**

○実地研修で必要な行為か否かに関わらず、５行為全てと救急蘇生法（１回）を行うこと。

○評価票に基づく実施手順を踏まえ、行為ごとに５回以上実施すること。

○口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引を一連の行為として実施しないこと。

○指導講師が実施ごとに評価票を記録すること。誰が評価したか分かるよう評価者はサインをすること。また、実施日時の記載洩れがないようにすること

**実地研修について**

**○研修の委託先について**

・「実施機関承諾書」の提出を求めること（系列の施設等であっても必要）。

・具体的な実施方法及び評価方法をできる限り書面で示し、研修の標準化を図ること。

**○実地研修内容について**

・実地研修は、医行為を実施するための研修であることを踏まえ、１人ずつ準備・実施・報告・片付け・記録までの一連の流れを通じて、介護職員が安全に実施できるための研修とすること。

・口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引を一連の行為として実施する場合は、どちらか一方の研修とカウントすること。記録は行為ごとに残すこと。

・実施手順に沿って適切に実施しているのであれば、並行して実施することを否定しない。（例えば、経管栄養の実施においては、注入中の対象者の状態観察が可能で安全を確保した上で実施することが前提。）

・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施については、滴下型の実施を前提としつつ、滴下型と半固形型の併用も否定しない。ただし、全て半固形で実施することは認めない。

※注意

・白湯注入を滴下（全開でなく）で行う場合は、滴下と扱って構わない。

・医師からの指示の下、あくまで対象者に不利益がないよう行うこと。

（胃ろうによる経管栄養において、医師の指示ではなく時間短縮のために、途中で注入を中断し、再度、手順のやり直しを行うことで２回とカウントしていた事例があった。研修の都合で対象者に余計な負担をかけることは、決して認められない。）

**○評価票の記載について**

・誰が評価したか分かるよう評価者は必ずサインをすること。また、実施日時の記載洩れがないようにすること。

・実地研修の実施時間について、研修全体ではなく、一行為ごとに実施した時間を記録すること。

**○研修修了の審査判定について**

・出席状況、筆記試験、演習・実地研修の実施状況を確認すること。

・実地研修評価において、最終的な累積成功率が７０％以上かつ最終３回の実施において不成功がないかを総合的に確認すること。

**○喀痰吸引等研修実施委員会について**

・喀痰吸引等研修実施委員会において、基礎研修及び実地研修の修了等の審査判定を行い、記録を残すこと。

・最終履修確認をした上で、研修修了証明書を適切に発行すること。

（・記載条文、受講生の生年月日、修了日、修了した行為等　記載内容について確認し発行すること。）

**○指示書・同意書・計画書について**

・介護職員等による喀痰吸引等は、医師の指示の下に行われるものであり、（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項）、実地研修においても必ず医師の指示書に基づき行うこと。

・登録研修機関においても、医師の指示書に加え家族等の同意書、計画書を保管しておくこと。

**【事故対応について】**

・研修中に事故が起こった場合には、適切に対応するとともに記録を残すこと。

**【人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の演習及び実地研修について】**

・演習のための備品を備えること。

・第一号・第二号研修の喀痰吸引行為を修了後、別途に行うこと。第一号・第二号研修の喀痰吸引行為を修了せず人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の実地研修を行うことは認められない。

・規定回数（演習：行為ごとに５回以上実施。実地研修：口腔内の喀痰吸引は１０回以上、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引は２０回以上）、合格評価基準は第一号・第二号研修の各吸引行為と同等以上として取り扱うこと。